

名古屋議定書

NITEバイオテクノロジーセンター国際事業推進課
2017年7月31日

名古屋議定書の概要

正式名称：Nagoya protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization to the Convention on Biological Diversity (生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書)

略称：Nagoya Protocol(NP)、名古屋議定書

発効：2014年10月12日

加盟国：97カ国・地域

寄託者：国際連合事務局長

事務局：カナダ・モントリオール

webページ：<https://www.cbd.int/abs/>

ABSクリアリングハウス：<https://absch.cbd.int/>

締約国会議(MOP)：2014年から2年に1度CBDのCOPと同時開催、それ以外に専門家会合等が実施されている。

名古屋議定書の目的

名古屋議定書 第1条 より

遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分し、
これによって生物の多様性の保全及びその構成要素の
持続可能な利用に貢献すること

(遺伝資源及び関連のある技術についての全ての権利を考慮に入れた
上での当該遺伝資源の取得の適切な機会及び当該関連のある技術の
適切な移転並びに適切な資金供与によって配分することを含む。)



生物多様性条約(CBD)15条
「**遺伝資源の取得の機会**」を担保する

CBDの全体構成

前文、本文36か条、末文及び1つの附属書から成り立っている。

- | | | | |
|------|--|------|-----------------------------|
| 第1条 | 目的 | 第19条 | 契約の条項のひな型 |
| 第2条 | 用語 | 第20条 | 行動規範、指針及び最良の実例又は基準 |
| 第3条 | 適用範囲 | 第21条 | 資金供与の制度 |
| 第4条 | 国際協定及び国際文書との関係 | 第22条 | 能力 |
| 第5条 | 公正かつ衡平な利益の配分 | 第23条 | 技術移転、共同及び協力 |
| 第6条 | 遺伝資源の取得の機会 | 第24条 | 非締約国 |
| 第7条 | 遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会 | 第25条 | 資金供与の制度及び資金 |
| 第8条 | 特別の考慮事項 | 第26条 | この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議 |
| 第9条 | 保全及び持続可能な利用への貢献 | 第27条 | 補助機関 |
| 第10条 | 地球的規模の多数国間の利益の配分の仕組み | 第28条 | 事務局 |
| 第11条 | 国境を越える協力 | 第29条 | 監視及び報告 |
| 第12条 | 遺伝資源に関連する伝統的な知識 | 第30条 | この議定書の遵守を促進するための手続及び制度 |
| 第13条 | 中央連絡先及び権限のある当局 | 第31条 | 評価及び再検討 |
| 第14条 | 取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センター及び情報の共有 | 第32条 | 署名 |
| 第15条 | 取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則の遵守 | 第33条 | 効力発生 |
| 第16条 | 遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則の遵守 | 第34条 | 留保 |
| 第17条 | 遺伝資源の利用の監視 | 第35条 | 脱退 |
| 第18条 | 相互に合意する条件の遵守 | 第36条 | 正文 |

提供国に関する条項

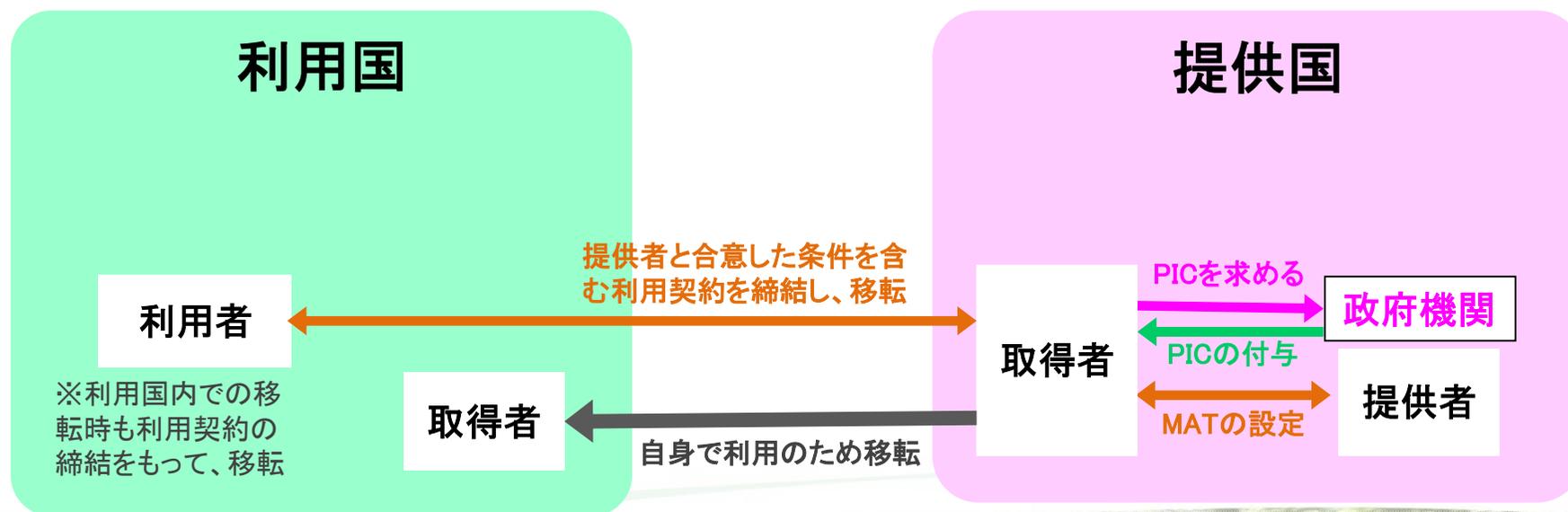
- ① アクセスの各国窓口を明らかにし、手続き方法を明確にする
→ 第13条 各国の政府窓口及び権限ある国内当局を設定
- ② 正しいアクセスには許可証を発行する
→ 第6条 国際的に順守されたことを示す証明書を構成する許可証の発給

利用国に関する条項

- ① 遺伝資源の利用に対する利益配分を確実にする
→ 第5条、第15条 各国の国内法令の設定・順守
- ② 遺伝資源に関連する伝統的知識に対する利益配分を確実にする
→ 第5条、第16条 伝統的知識への利益配分に関して手順等を定める義務
- ③ 移動された遺伝資源は移動先の国でも確認する
→ 第17条 チェックポイントでの遺伝資源の利用の監視
- ④ PICが取得できない遺伝資源の利益配分を検討する
→ 第10条 地球規模の多国間利益配分の仕組みの構築の検討

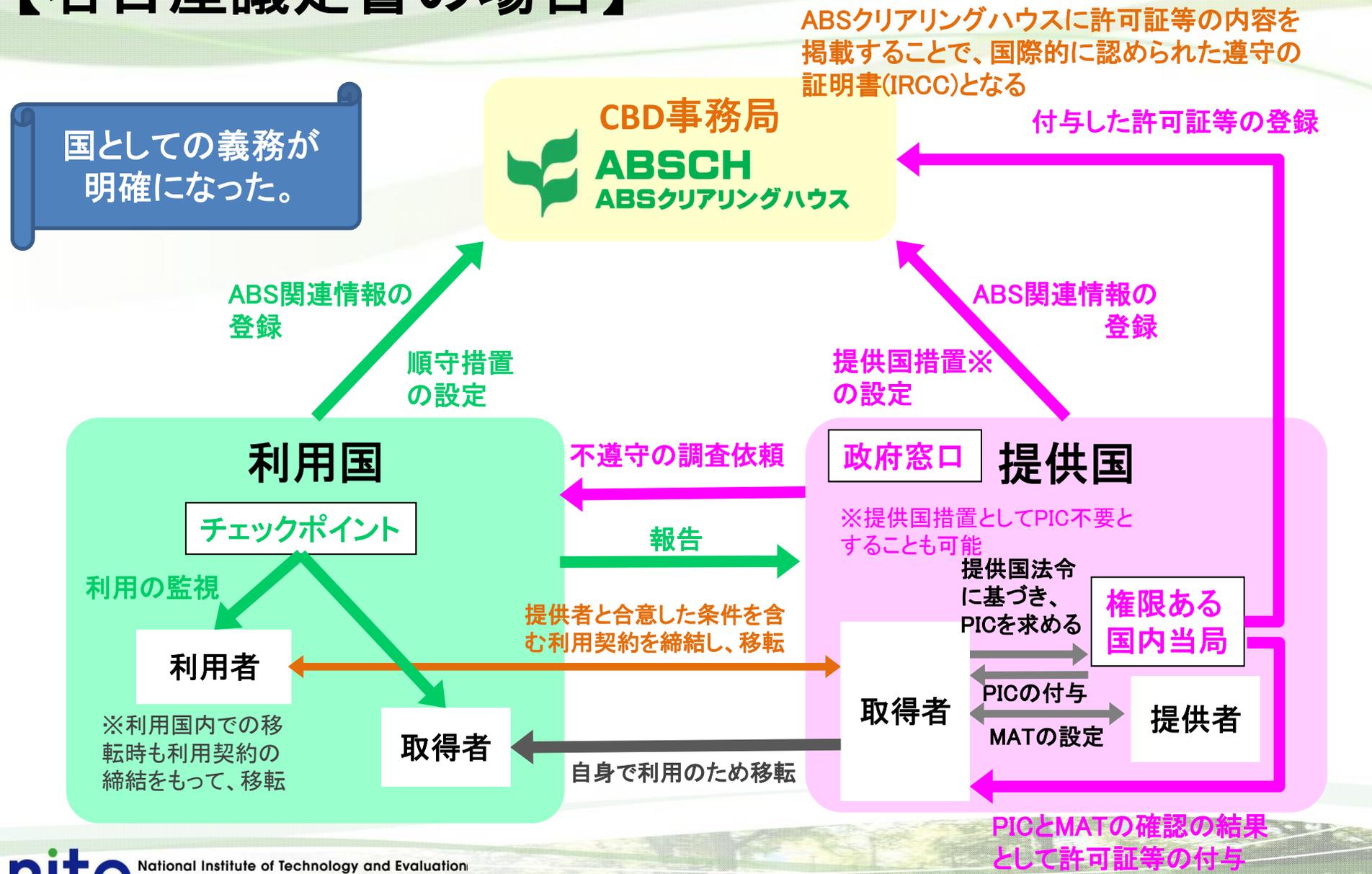
CBDと名古屋議定書は何が違うのか？ 【CBDの場合】

- Prior Informed Consent: PIC(事前の情報に基づく同意)
- Mutually Agreed Terms: MAT(相互に合意する条件)



CBDと名古屋議定書は何が違うのか？

【名古屋議定書の場合】



- CBDでは定義のなかった「派生物」について定義がされた。
「派生物」とは、天然に存在する生化学的化合物であって、生物資源又は遺伝資源の遺伝的な発現又は代謝の結果として生ずるもの（遺伝の機能的な単位を有していないものを含む。）をいう。【第2条用語e】
ただし、名古屋議定書本文中に派生物の取扱いについて言及はなく、派生物の取扱いについては、各国法令又はMATで定めることになる。
- 同じく、CBDでは定義のなかった「遺伝資源の利用」について定義がされた。
「遺伝資源の利用」とは、遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発（条約第二条に定義するバイオテクノロジーを用いるものを含む。）を行うことをいう。【第2条用語c】
条約第二条に定義する「バイオテクノロジー」とは、物又は方法を特定の用途のために作り出し、又は改変するため、生物システム、生物又はその派生物を利用する応用技術をいう。【第2条用語d】
ただし、CBD15条にてABSの対象として、「遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業利用その他の利用」とあり、名古屋議定書での新しい概念ではなく明文化しただけに過ぎない。

- ABSの範囲として、CBD8条jを受け名古屋議定書3条では、「遺伝資源に関連する伝統的な知識であって条約の範囲内のもの及び当該伝統的な知識の利用」も範囲としている。
- 遺伝資源に関連する伝統的な知識へのアクセスにはPICとMATを必要とする(7条)
- 利益配分も実施する(5条5)
- 遵守の確認も行う(16条)
- ただし、利用の監視については、対象となっていない(17条)
- さらに、名古屋議定書12条により、「先住民の社会及び地域社会の慣習法、規範及び手続」を国内法令制定にあたっては考慮することが求められている。



遺伝資源と遺伝資源に関連する伝統的な知識が取扱い上ほぼ同等となった